# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
48	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯 金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給 に関する事務(令和6年度以降)

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分市は、住民税非課税世帯等に対する給付金支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

大分市長

#### 公表日

令和7年11月12日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	レを取り扱う事務					
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的 給付の支給に関する事務(令和6年度以降)					
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「青号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。なお、令和6年度以前の事務については、別の評価書によって評価するものである。					
	(1)令和6年度大分市低所得者支援給付金支給事務(2)令和7年度大分市低所得者支援給付金支給事務(2)令和7年度大分市定額減稅補足給付金(不足額給付)支給事務					
	2 令和六年度物価高騰対策給付金(第二号)の支給事務 (1)令和6年度大分市低所得世帯支援給付金支給事務					
③システムの名称	大分市住民税非課税世帯等臨時特別給付金管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル	ル名					
受給者情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表の135の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条					
4. 情報提供ネットワーク	ウシステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	3) 未定 【提供ができる根拠】 なし(情報提供は行わない) 【照会ができる根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項					
5. 評価実施機関におけ						
①部署	大分市住民税非課税世帯等臨時特別支援事業実施本部事務局 大分市 企画部 デジタル戦略局 情報政策課					
②所属長の役職名	大分市住民税非課税世帯等臨時特別支援事業実施本部事務局長 情報政策課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示	示·訂正·利用停止請求					
請求先	大分市 総務部 総務課 情報公開室 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号					
8. 特定個人情報ファイル	ルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	大分市住民税非課税世帯等臨時特別支援事業実施本部事務局 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 電話 097-534-6111(代表)					
9. 規則第9条第2項の	適用 [ ]適用した					
適用した理由						

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	令和7年8月29日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満 ]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和7年8月29日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

# Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

#### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書 6機関については、それ	] いぞれ重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書	
されている。					
2. 特定個人情報の入手(桁	青報提供ネットワーク	システムを通じた	入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[ 十分であ	<b>న</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分であ	<b>న</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	取扱いの委託		1	]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[  十分であ	<b>న</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネッ	トワークシステムを	通じた提供を除く。) [	]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分であ	<b>న</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ 〇	]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[  十分であ	<b>న</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業			]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	パスワードによる保護を行い、	誰でも閲覧で	きないよう、制限をかけている。		
9. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇]内	部監査 [ ] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・程	<b>啓発</b>				
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策		]全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられ る対策	[6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠			行うことができる端末、職員を限定している。これらの対策を るリスクへの対策は「十分である」と考えられる。		

#### 変更箇所

### 2019 ### 2月	更箇所					
	変更日				提出時期	提出時期に係る説明
# 10 のの対する上部の参称を11 対すらは任代的 10 のの対する上部の参称では、10 対 1 生活を13 対 1 生活を1	<sup>ロ7年2月3日</sup> 礎項 I	E個人情報保護評価書(基 賃目評価書)表紙 個人 ライバシー等の権利利益 もの宣言	支援給付金支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定の個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスク軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のブライバシー等の権利利益の保護に取り個人のブライバシー等の権利利益の保護に取り	金支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のブライバシ一等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のブライバシ一等の権利利益の保護に取り組んでいるこ	事前	
10.000 ASL 17 A A A	17年2月3日 1関連	連情報 1−②事務の概要	めの預貯全口座の登録等に関する法律(令和3 年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公 的給付の支給を実施するための情報の管理を 行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律・R成5年とは存 27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 なお、令和5年度以前の事務については、別の 評価書によって評価するものである。 (1)令和6年度大分市低所得者支援給付金(住 民税均等割のみ課税世帯・10万円/世帯支給事務) (3)令和6年度大分市低所得者支援給付金(住 民税均等割のみ課税世帯・10万円/世帯支給事務) (3)令和6年度大分市低所得者支援給付金(住	めの預貯金口座の登録等に関する法律(令和3 年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公 的給付の支給を実施するための情報の管理を 行う。 か的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行 販手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(平成25年法律第 27号、以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 なお、令和5年度以前の事務については、別の 評価書によって評価するものである。 (1)令和6年度大分市低所得者支援給付金(住 民税・課税世帯・10万円/世帯支給事務) (2)令和6年度大分市低所得者支援給付金(住 民税均等割のみ課税世帯・10万円/世帯支給事務) (3)令和6年度大分市低所得世帯支援給付金( 住民税非課税世帯・3万円/世帯支給事務) (4)令和6年度大分市低所得世帯支援給付金 (住民税非課税世帯・3万円/世帯支給事務) (5)令和6年度大分市低所得世帯支援給付金 (住民税非課税世帯・3万円/世帯支給事務)	事前	
(1) 令和6年度大分市低所得者支援給付金(住民稅。			1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満、令和6年12月13日時点	事前	
展現非課税性帯・10万円/世帯支急事務) (2)令和6年度大分市低所得者支援総付金(生 (生 ) (			令和6年6月6日時点	令和6年12月13日時点	事前	
中和7年9月19日   取しきい値判断項目2取扱者 教 いつ時点の計数か   中和6年12月13日時点   中和7年9月19日   取しきい値判断項目2取扱者 教 いつ時点の計数か   中和6年12月13日時点   中和6年12月13日時点   中和6年12月13日時点   中和6年12月13日時点   中和6年12月13日時点   中和6年12月13日時点   中和7年8月29日時点   事後   中和7年8月29日時点   中級6年12月13日時点   中級6年12月13日時间   中級6年12月13日日前の6年12月13日時间   中級6年12月13日日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日前日	27年9月19日 ②事名		民税非課税世帯・10万円/世帯支給事務) (2) 令和6年度大分市低所得者支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯・10万円/世帯支給事務) (3) 令和6年度大分市低所得者支援給付金(こども加算・5万円/児童支給事務) (4) 令和6年度大分市低所得世帯支援給付金(住民税非課税世帯・3万円/世帯支給事務) (5) 令和6年度大分市低所得世帯支援給付金	民税非課税世帯・10万円/世帯支給事務)(2)令和6年度大分市低所得者支援給付金(住民税均等割)の办課税世帯・10万円/世帯支給事務)(3)令和6年度大分市低所得者支援給付金(こども加算・5万円/児童支給事務)(4)令和6年度大分市低所得世帯支援給付金(住民税非課稅世帯・3万円/世帯支給事務)(5)令和6年度大分市低所得世帯支援給付金(こども加算・2万円/児童支給事務)(6)令和7年度大分市定額減稅補足給付金(不	事後	
************************************			令和6年12月13日時点	令和7年8月29日時点	事後	
めの預貯金口座の登録等に関する法律(令和 3 年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給等の規定に基づき、特定公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための情報の管理を行う。公的給付の支給等の迅速かつ確実な実体の企業を実施するための情報の管理を行う。公的給付の支給等の迅速かつ確実な実体の大力の預り金口座の登録等に関する法律、存成の大力を特定の個人を識別する。大力の番号の利用等に関する法律、中成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。なお、令和5年度以前の事務については、別の評価書によって評価するものである。  ***********************************			令和6年12月13日時点	令和7年8月29日時点	事後	
	77年11月12日 1関連	連情報 1−②事務の概要	めの預貯全口座の登録等に関する法律(令和3 年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公 的給付の支給を実施するための情報の管理を 行う。公的給付の支給等の迅速のつ確実な実 施のための預貯金口座の登録等に関する法律 及び行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定 に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 なお、令和5年度以前の事務については、別の 評価書によって評価するものである。 (1)令和6年度大分市低所得者支援給付金(住 民税非課稅世帯・10万円/世帯支給事務) (2)令和6年度大分市低所得者支援給付金(住 民税非課稅世帯・10万円/世帯支給事務) (3)令和6年度大分市低所得者支援給付金(住 住民税非課稅世帯・10万円/世帯支給事務) (4)令和6年度大分市低所得世帯支援給付金 (在民税非課稅世帯・3万円/世帯支給事務) (4)令和6年度大分市低所得世帯支援給付金 (在民税非課稅世帯・3万円/世帯支給事務) (6)令和7年度大分市底所得世帯支援給付金 (こども加算・2万円/電車交給事務) (6)令和7年度大分市定額減稅相足給付金(不	めの預貯金口座の登録等に関する法律(令和3 年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公 的給付の支給を実施するための情報の管理を 行う。公的給付の支給等に関する迅速かつ確定 安実施のための預貯金口座の登録等に関する 法律及び行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律(平成25 年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の 規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り 扱う。 なお、令和6年度以前の事務については、別の 評価書によって評価するものである。 1 の支給事務 (1)令和6年度大分市低所得者支援給付金(不 足額給付)支給事務 2 令和六年度物価高騰対策給付金(不 足額給付)支給事務 (2)令和6年度大分市で額減税補足給付金(不 足額給付)支給事務 (3)令和6年度大分市低所得者を援給付金(不 足額給将)支給事務	事後	